

# 8月・9月の新島村イベント情報

あすかⅡ新島寄港  
8月2日



JPSA  
8月18日〜20日



観音様夜店  
8月10日



敬老演芸会  
9月2日



若郷盆祭  
8月14日



第3回アクアスロン大会  
9月9日



本村盆祭  
8月15日



島民まつり2017  
9月23日



式根島大運動会  
9月30日



空港消防所からのお知らせ

危険物取扱者試験および消防設備士試験の実施

【試験の種類】

《危険物取扱者試験》

- ・甲種
- ・乙種（第一類～第六類）
- ・丙種

《消防設備士試験》

- ・甲種（特類、第一類～第五類）
- ・乙種（第一類～第七類）

【日時】

11月5日（日）

午前8時45分集合

午前9時試験開始

【場所】

新島村住民センター

【受験案内・願書配布場所】

- ・新島村役場総務課
- ・新島空港消防所

【願書受付】

《受付期間》

平成29年8月21日（月）

～9月4日（月）消印有効

《申請方法》

郵送にて申請して下さい。

《郵送先》

〒151-0072

東京都渋谷区幡ヶ谷1-13-20

（一財）消防試験研究センター

中央試験センター宛

※締切は9月4日（月）で

すが、余裕を持ってお送りください。

【その他】

- ・危険物取扱者試験については、試験当日に合格発表します。
- ・危険物取扱者試験で不合格となり、再受験を希望される方については、当日の午後、再度受験することができます。

【問い合わせ】

（一財）消防試験研究センター  
中央試験センター  
☎03（3460）7798



企画調整室からのお知らせ

平成29年度地域振興に係る補助事業（第2回）の募集について

【事業名】

公益財団法人東京都島しょ振興公社 平成29年度地域振興に係る補助事業（第

2回）

【募集期間】

平成29年8月1日（火）

～8月21日（月）

【対象事業】

- ・地域振興に係る特産品に関する事業
- ・地域振興に係る観光振興に関する事業
- ・地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業
- ・その他地域振興に資する事業（地域振興に係る第一次産業活性化に関する事業、地域振興に係る環境保全に関する事業）

【事業期間】

事業開始から

平成30年7月31日まで

【対象団体】

①概ね5名以上の東京都島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿等のある団体等（地方公共団体は除く）

②島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者

組合、財団法人、社団法人

特定非営利活動法人、その他東京都島しょ地域の活性化に資する取組を行うと認められる法人等

③島しょ地域内の個人事業

者

【補助金額】

補助対象経費の5分の4以内（1,000円未満切捨て。）で100万円（ただし、特に必要と認められる事業については200万円）を限度とする。

【問い合わせ】

役場企画財政課企画調整室  
☎(5)0204

教育委員会からのお知らせ

第44回羽黒地区駅伝大会参加者募集について

【とき】

平成29年10月8日（日）

【場所】 山形県鶴岡市羽黒町

【応募締切】 8月30日（水）

【問い合わせ先】

新島村教育委員会  
☎(5)0203直通



村民プールの開放について

【開放時間①】

8月1日（火）～7日（月）

正午～午後4時

【開放時間②】

8月8日（火）～14日（月）

午前10時～午後4時

【場所】 新島小学校プール

【利用料金】

◎2時間以内

大人210円

中学生以下100円

◎超過使用料（1時間毎）

大人100円

中学生以下50円

産業観光課からのお知らせ

しまぼ通貨加盟店募集について

東京都では、今後、更なる増加が見込まれる旅行者の来訪を島しょ地域全域に広げるため、「東京島めぐりパスポート（しまぼ）」のサービスを実施します。

それに伴い、8月8日（火）

まで島ぼ通貨加盟店の募集を行います。

【問い合わせ先】

しまぼ通貨事務局  
☎03（6737）9263

## 産業観光課からのお知らせ

## ■客船「飛鳥II」サマークルーズ 新島寄港について

平成29年8月2日(水)、客船「飛鳥II」が新島に寄港します。「飛鳥II」は日本最大級の客船で、世界中の海を航海しているクルーズシップです。

前日に横浜港を出航し、8月2日(水)に新島沖に錨泊。朝8時30分頃からテンドーボートにて500〜600名のお客様が来島する予定です。

## 〔上陸場所…B堤〕

島民の皆様には海水浴場(黒根海岸の一部)を専有等ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

※なお、天候によっては上陸できない場合もあります。

## 【問い合わせ先】

役場産業観光課

☎(5)0284 (直通)

## 総務課からのお知らせ

## ■司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。

例えば、「相続・遺言・土地・建物・登記・暮らしにおけるトラブル・生活再建」といった相談ごとに関しまして、面談による無料相談を行います。

## ▼新島相談会

## 【相談日時】

平成29年8月4日(金)  
午前10時〜午後2時

## 【相談場所】

新島村住民センター

交通手段の関係でやむなく中止させていただきます場合もありますが、その際は何卒ご容赦ください。予約は不要です。

## 【問い合わせ先】

東京司法書士会事務局

事業・研修課

☎03(3353)9191

平日 午前9時〜午後5時  
(正午〜午後1時を除く)

## 知っていますか？ 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主：建設業を営む方

対象となる労働者：建設業の現場で働く人

掛金：日額310円

### ★特長

- ◎国の制度なので安全、確実、申込み手続は簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

### ★建退共制度の特例措置のお知らせ

建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しております。

### ★建退共から事業主の皆様へのお願い

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付して下さい。
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい。

※ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q & Aなど知りたい情報が記載されています。